

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成23年1月12日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 田之上 英治
	専門監督官 嶋本 輝樹
	電話 073(488)1150 FAX 073(475)0113

## 児童福祉事業への労働条件の自主点検結果について

- 約67%の事業場で何らかの問題がみられる -

厚生労働省和歌山労働局（局長 かんだよしみ 神田義宝）は、和歌山県内で保育所等の児童福祉事業を運営する事業場に対して、労働条件に関する自主点検を行った。

自主点検の結果、全体の約67%の事業場で、基本的な労働条件に関する事項について何らかの問題がみられた。

今回の自主点検結果を踏まえ、児童福祉事業を所管する県担当部局及び事業者団体に対し、自主的な労働条件の改善に向けた取組について協力要請を行った。

また、和歌山労働局では平成23年度において、児童福祉事業場に対し引き続き監督指導等を実施することとしている。

### 1 児童福祉事業を運営する事業場全数に自主点検を実施

和歌山県内で児童福祉事業を運営する282事業場に対して、チェックリストの郵送により労働条件に関する自主点検を行った。このうち、80.9%の事業場（228事業場）から有効な回答があった。

### 2 67.1%の事業場で何らかの問題がみられる（別添）

有効回答のあった228事業場のうち、67.1%で何らかの問題がみられた。主な問題点としては、

就業規則（パート就業規則を含む）を整備していない

休憩時間を取得させていない、自由に利用できない

年次有給休暇を取得させていない

法令、就業規則などが十分周知されていない

安全衛生管理が十分確立されていない

などがあげられる。

## 【和歌山労働局】児童福祉事業における労働条件の自主点検結果

### 1 自主点検対象

県のHP（福祉保健部福祉保健総務課）等から抽出した、保育所など児童福祉事業 282 事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法等に関する項目について点検を実施。

### 2 自主点検回答状況

上記事業場に対し、和歌山労働局より平成 22 年 10 月を中心に自主点検票（チェックリスト）を郵送した。

対象事業場数 282 事業場

返信数 251 事業場（返信率 89.0%）

返信があった事業場のうち、無効な回答 23 事業場（労働者なし等で労働基準法等の適用対象外 15 事業場、多忙等を理由に自主点検は未実施 8 事業場）

自主点検有効回答数（ - ） 228 事業場（対象事業場（ ）の 80.9%）

表 1 返信・回答状況

発送事業場数	返信数	返信率	有効回答数	有効回答率
282	251	89.0%	228	80.9%

### 3 自主点検結果

(1) 自主点検の回答があった 228 事業場について、回答結果を分析した。

表 2 回答結果

全体			10人未満			10人以上		
事業場数	問題有	率	事業場数	問題有	率	事業場数	問題有	率
228	153	67.1%	73	48	65.8%	155	105	67.7%

(注) 問題有：回答結果について、労働基準法、労働安全衛生法等の問題がみられ、基本的な労働条件の整備が不十分であると思われる事業場数。

(2) 自主点検の項目別の回答結果は以下の通り。時間外労働、年次有給休暇、法令等の周知に関して問題が多い傾向がみられる。

また労働安全衛生管理に関する項目は全般的に問題が多い傾向が見られる。

表3 自主点検項目別の回答結果

問	点検項目	適用事業場数	問題有	有問題率
1	就業規則作成・届出（10人以上） 労基89条	74	2	2.7%
2	パート就業規則作成・届出（10人以上） 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針	74	10	13.5%
3	就業規則変更時の届出（10人以上） 労基89条	74	1	1.4%
4	書面による労働条件通知 労基15条	228	20	8.8%
5	有期労働契約の期間・更新の有無等の通知 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準	97	5	5.2%
6	労働時間（週40時間（労働者10人未満は週44時間）、1日8時間） 労基32条	228	8	3.5%
7	労働時間の適正な算定（会議・研修・送迎等） 労基32条	228	5	2.2%
8	労働時間の適正な把握（タイムカード等） 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準	228	5	2.2%
9	時間外・休日労働（36協定の届出・運用） 労基36条	228	19	8.3%
10	36協定（限度基準の遵守） 労働時間の延長の限度等に関する基準	228	23	10.1%
11	休憩時間 労基34条	228	32	14.0%
12	休日 労基35条	228	1	0.4%
13	賃金の支払い（方法、時期、控除等） 労基24条	228	7	3.1%
14	最低賃金 最賃4条	97	1	1.0%
15	時間外労働等に対する割増賃金 労基37条	228	20	8.8%
16	年次有給休暇 労基39条	228	27	11.8%
17	労働者名簿・賃金台帳の作成・保存 労基107、108、109条	228	9	3.9%
18	衛生管理体制（産業医・衛生管理者・衛生推進者の選任、衛生委員会の開催（注）3） 安衛12、12の2、13、18条	155	64	41.3%
19	安全衛生教育の実施 安衛59条	228	93	40.8%
20	腰痛対策・交通事故対策の実施	228	107	46.9%
21	雇入時・定期健康診断 安衛66条	228	6	2.6%
22	健康診断の事後措置 安衛66の4、66の5、66の6条	228	17	7.5%
23	就業規則等の職場への備え付け等周知 労基106条	228	62	27.2%

(注) 1 適用事業場数：問の項目が適用される事業場数。公立の事業場の職員は問1～3、5、14は非適用。

2 労基：労働基準法、最賃：最低賃金法、安衛：労働安全衛生法

3 産業医・衛生管理者の選任、衛生委員会の開催：労働者50人以上の場合に必要な衛生推進者の選任：労働者10人以上50人未満の場合に必要な

図1 項目別の有問題率

